

経年設備に係る自主点検表

事業場名称 () 提出先 (労働局) 提出日 () 点検表 (○枚目/△枚中)
 担当者職氏名 () 担当者連絡先電話番号 ()

1 自主点検判定基準及び安全措置基準表 (記載例) ※¹

点検方法	具体的手法	劣化度判定	判定基準の概要	安全措置基準の概要	備考
外観目視	<ul style="list-style-type: none"> 目視、鏡、ファイバースコープ等により、腐食・劣化・錆の発生状況を確認 塗装がある場合には、ワイヤブラシでこすって素地を見るか、打音検査を実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> 著しい劣化が認められるもの (例) 通路床の縞鋼板に直径2cm以上の穴あき、梁間でエキスパンドメタルに2箇所以上のストランド破断、床板溶接部に5cm以上の剥がれの発生など 	<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止とし、速やかに補修を実施 	詳細基準は別添のとおり
		B	<ul style="list-style-type: none"> 劣化が認められるもの (例) 通路床の縞鋼板に直径2cm未満の穴あき、梁間でエキスパンドメタルに1箇所のストランド破断、床板溶接部に5cm未満の剥がれの発生など 	<ul style="list-style-type: none"> 点検を継続し、劣化の状況及び通行頻度に応じた補修計画を立てる 	詳細基準は別添のとおり
		C	<ul style="list-style-type: none"> A又はBに該当しない腐食・劣化・錆が発生しているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検を継続し、経過観察を行う 	詳細基準は別添のとおり
打音検査	<ul style="list-style-type: none"> 溶接部、ボルトは、軽ハンマーで叩く 梁等の構造部材は、2ポンドハンマーで叩く 	A	<ul style="list-style-type: none"> 著しい劣化が認められるもの (例) ハンマリングによる凹み、表面錆の割れの発生など 	<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止とし、速やかに補修を実施 	詳細基準は別添のとおり
		B	<ul style="list-style-type: none"> 劣化が認められるもの (例) ハンマリングの結果、低音又異音がするものなど 	<ul style="list-style-type: none"> 点検を継続し、劣化の状況及び通行頻度に応じた補修計画を立てる 	詳細基準は別添のとおり
その他の点検方法 ()					

※1 自主点検判定基準及び安全措置基準表の記載事項は例であり、各事業場における基準等を記載すること。各事業場において、外観検査及び打音検査以外の点検方法を定めている場合には、その他の点検方法の欄に記載すること。判定基準及び安全措置基準について、詳細基準や写真による判定基準を設けている場合については、資料を別添すること。

2 自主点検結果

No.	設置場所	設備・施設の名称	設置年月	点検実施日	点検方法	劣化度判定	不具合の具体的状況	講じた安全措置	備考
例 1	製鉄工場	天井クレーンへの アクセス通路 (原料ヤード)	SO. O	H28. O. O	<input checked="" type="checkbox"/> 外観目視 <input type="checkbox"/> 打音検査 <input type="checkbox"/> その他	A	昇降階段から運転席へアクセスする通路の床材に、梁間でエキスパンドメタルに3箇所ofストランド破断あり	立入禁止として、直ちに補修を実施 H28. O. Oに補修を実施し、立入禁止措置を解除	クレーン検査証番号 No. OOOO 屋外設置 不具合箇所の写真を添付
例 2	圧延工場の Aライン	地上から給水塔の 点検口へアクセス 用の非常階段	SO. O	H28. O. O	<input checked="" type="checkbox"/> 外観目視 <input checked="" type="checkbox"/> 打音検査 <input type="checkbox"/> その他	B	踊場床材の溶接部に3cmの剥がれを確認し、ハンマリングの結果、異音を確認	1年後の定期点検の際に経過を確認することとする (通行頻度は月1回程度)	腐食環境(蒸気) 不具合箇所の写真を添付
その他特記事項									

(記載要領)

- 1 自主点検表が1枚に収まらない場合には、適宜続紙を作成すること。
- 2 設置場所については、点検対象設備の設置個所が特定できるよう、例えば「圧延工場のAライン」などのように、事業場内の工場名称や主な工程と具体的な場所を記載すること。
- 3 設備の名称について、点検対象設備が特定できるよう、例えば「地上から給水塔の点検口へアクセス用の非常階段」などのように、具体的に記載すること。また、クレーンやゴンドラなどの特定機械については備考欄にその検査証番号を記載すること。
- 4 点検対象は、運転室、通路、昇降設備そのものに加え、それら設備と支持部材の接合部を含むものとする。
- 5 点検方法、判定及び講じた安全措置については、1 自主点検判定基準及び安全措置基準表に示した、各事業場の基準に従い記載すること。
- 6 不具合の具体的な状況については、不具合が生じた箇所及び判定基準の何に該当するのか判別できるように具体的に記載すること。
- 7 不具合が確認された施設・設備については、備考欄に「屋外設置」、「腐食環境(蒸気)」、「腐食環境(化学物質使用)」などのように、その利用環境を記載すること。
- 8 不具合が確認された施設・設備については、不具合の状況及び講じた安全措置について、可能な範囲で写真を添付すること。

3 災害事例報告（不休災害を含む）

No.	災害発生日	災害の発生した設備の名称	設備の 設置年月	被災人数及び被災 の程度※ ¹	被災者が協力企業の場合、 その業種※ ²	災害概要

※1 不休災害を含む。

※2 業種については主たる業務に応じて次のうちから選択すること。

- ① 建築工事業（新設工事）：製鉄工場内の施設の新設工事を主に行う事業場
- ② 建築工事業（保守整備）：築炉、機械、電気、土木・建築等に係る保守整備を主に行う事業場
- ③ 貨物取扱業：貨物取扱いを主に行う事業場
- ④ 清掃業：施設の清掃を主に行う事業場
- ⑤ 製鉄・製鋼・圧延業：業務委託など主に生産ラインで作業を行う事業場
- ⑥ その他の業種：①から⑤に該当しない場合